

化支援 対策事 業費補 助金	な肥育 農家に ついて 地域で 連携し て支援 する協 議会等 に支援 をする こと で、一 貫経営 への効 果的な 移行を 推進す る。	業実施要領 (令和三年 三月三十一 日付け畜振 第一二八四 号)に基づ き実施する とちぎの和 牛経営強化 支援対策事 業に要する 経費	費の二 分の一 以内	て一 貫経 営を 支援 する 協議 会等
-------------------------	--	---	------------------	--

事業費 補助金	的で飼 養され る雌和 牛の改 良増殖 を支援 するこ とによ り、と ちぎ和 牛の生 産基盤 を整備 し、も つて畜 産の振 興を図 る。	用事業実施 要領(平成 十九年六月 一日付け畜 振第二百六 十五号農政 部長通知。 以下この項 において 「要領」と いう。)に 基づき行う 受精卵供卵 牛導入事業 に要する経 費又は営農 集団(農事 組合法人、 農事組合法 人以外の農 業生産法人 その他農業 者の組織す る団体をい う。ただし 、法人格 を有しない 団体にあつ ては、代表 者の定めが あり、か つ、組織及 び運営につ いての規約 の定めがあ るものに限 る。)が要 領に基づき 行う受精卵 供卵牛導入 事業に要す る経費につ き市町村が 補助する場 合における 当該補助に 要する経費	場 あつて は、当 該事業 に要す る経費 の六分 の一以 内。た だし、 知事が 別に定 める額 を限度 とする 。市町 村が補 助する 場合に あつて は、市 町村が 交付す る補助 金の十 分の十 以内。 ただし 、知事 が別に 定めら れる額 を限度 とする 。	業協 同組 合
------------	---	--	---	---------------

略	略
略	略
略	略

(畜産振興課)

栃木県告示第二百十号

県営住宅の名称及び位置（平成九年栃木県告示第三百十号）の一部を次のように改正する。

令和三年四月九日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
名称	位置	名称	位置
略		略	
栃木県営稲村住宅	略	栃木県営稲村住宅	略
略		栃木県営埼玉住宅	那須塩原市
略		略	
栃木県営三島住宅	略	栃木県営三島住宅	略
略		栃木県営黒田住宅	那須町
略		略	

(住宅課)

栃木県告示第211号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6第1項の規定により栃木県保健医療計画（平成30年栃木県告示第211号）の一部を変更したので、同法第30条の4第18項の規定によりその概要を次のとおり公示する。

なお、栃木県保健医療計画（7期計画）【中間見直し】は、栃木県保健福祉部医療政策課及び各健康福祉センターに備えて一般の縦覧に供する。

令和3（2021）年4月9日

栃木県知事 福田 富一

栃木県保健医療計画

第1 策定の趣旨

保健医療を取り巻く環境の変化や医療サービス提供体制の制度改革などの新たな課題に対応するため、現行の計画を見直し、栃木県保健医療計画（7期計画）【中間見直し】を策定することとした。

第2 栃木県保健医療計画（7期計画）【中間見直し】の構成

1 保健医療計画の概要及び改定の趣旨
2 法令等の改正
3 計画の進捗状況
4 見直しの方向性

5 中間評価及びそれを踏まえた計画の見直し	(1) 5 疾病の医療連携体制 (2) 5 事業の医療連携体制 (3) 在宅医療の医療連携
6 新型コロナウイルス感染症を踏まえた保健医療計画見直しの考え方	
7 計画の周知、推進体制及び進行管理・評価	

(医療政策課)

栃木県告示第212号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、令和3（2021）年3月17日付けで、次のとおり私立学校の設置を認可した。

令和3（2021）年4月9日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	設 置 者	定 員
つぼみキンダーガーデン	小山市宮本町二丁目14番18号	学校法人つぼみ学園	45人

栃木県告示第213号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、令和3（2021）年3月31日付けで、次のとおり私立学校の廃止を認可した。

令和3（2021）年4月9日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	設 置 者
聖幼稚園	宇都宮市末広一丁目2番8号	学校法人池田学園
陽南幼稚園	宇都宮市江曾島町1258番地6	学校法人江東学園
清滝寺幼稚園	鹿沼市口栗野1388番地	学校法人清滝寺学園
羽川幼稚園	小山市大字羽川190番地7	学校法人鈴木学園

(こども政策課)

栃木県告示第214号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3（2021）年4月9日

栃木県知事 福田 富一

1 指定の失効した知事指定薬物の名称

- (1) 1 - [1 - (3 - フルオロフェニル) シクロヘキシル] ピペリジン（通称名 3 F - P C P、3 - F l u o r o - P C P）及びその塩類
- (2) 3 - {2 - [エチル（プロピル）アミノ] エチル} - 1 H - インドール - 4 - イル = アセテート（通称名 4 - A c O - E P T）及びその塩類
- (3) エチル = (R*) - 2 - (4 - フルオロフェニル) - 2 - [(R*) - ピペリジン - 2 - イル] アセテート（通称名 t h r e o - 4 - F l u o r o e t h y l p h e n i d a t e）及びそれらの塩類
- (4) エチル = (R*) - 2 - (4 - フルオロフェニル) - 2 - [(S*) - ピペリジン - 2 - イル] アセテート（通称名 e r y t h r o - 4 - F l u o r o e t h y l p h e n i d a t e）及びそれらの塩類

2 指定の失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第6号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 指定の失効の日

令和3(2021)年3月25日

(薬務課)

栃木県告示第215号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

令和3(2021)年4月9日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	事業名	認可年月日
大田原市土地改良区	大田原市土地改良区土地改良(維持管理)事業	令和3(2021)年3月29日

栃木県告示第216号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、次の土地改良区連合の定款の変更を認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により公告する。

令和3(2021)年4月9日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区連合名	認可年月日
藤沢用水土地改良区連合	令和3(2021)年3月30日

(農地整備課)

栃木県告示第217号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和3(2021)年4月9日から同年5月10日まで一般の縦覧に供する。

令和3(2021)年4月9日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
44	主要地方道 栃木二宮線	栃木市寄居町庚申823から 栃木市寄居町田村境901-8まで	令和3(2021)年 4月9日
296	一般県道 小山都賀線	栃木市寄居町字長原東492から 栃木市国府町字八幡926まで	令和3(2021)年 4月9日

(道路保全課)

栃木県告示第218号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、昭和3年建設省告示第907号宇都宮都市計画下水道事業宇都宮市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

令和3(2021)年4月9日

栃木県知事 福田 富一

1 施行者の名称

宇都宮市

2 都市計画事業の種類及び名称

宇都宮都市計画下水道事業宇都宮市公共下水道

3 事業施行期間

昭和33(1958)年3月31日～令和9(2027)年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和33年建設省告示第907号、昭和35年建設省告示第1900号、昭和40年建設省告示第352号、昭和40年建設省告示第3197号、昭和42年建設省告示第1046号、昭和42年建設省告示第2979号、昭和44年建設省告示第1363号、昭和44年栃木県告示第722号、昭和45年栃木県告示第226号、昭和45年栃木県告示第748号、昭和47年栃木県告示第639号、昭和48年栃木県告示第532号、昭和49年栃木県告示第436号、昭和56年栃木県告示第395号、昭和57年栃木県告示第1228号、昭和57年栃木県告示第1203号、昭和59年栃木県告示第568号、昭和60年栃木県告示第677号、昭和62年栃木県告示第420号、昭和63年栃木県告示第748号、平成元年栃木県告示第805号、平成2年栃木県告示第638号、平成3年栃木県告示第208号、平成6年栃木県告示第808号、平成7年栃木県告示第202号、平成8年栃木県告示第206号、平成10年栃木県告示第127号、平成10年栃木県告示第502号、平成12年栃木県告示第121号、平成12年栃木県告示第681号、平成13年栃木県告示第489号、平成13年栃木県告示第122号、平成13年栃木県告示第679号、平成15年栃木県告示第424号、平成16年栃木県告示第88号、平成16年栃木県告示第219号、平成18年栃木県告示第292号、平成19年栃木県告示第305号、平成21年栃木県告示第169号、平成25年栃木県告示第156号、平成28年栃木県告示第640号、平成29年栃木県告示第159号、平成30年栃木県告示第168号及び令和元年栃木県告示第190号の事業地から変更なしとする。

(2) 使用の部分

昭和33年建設省告示第907号、昭和35年建設省告示第1900号、昭和40年建設省告示第352号、昭和40年建設省告示第3197号、昭和42年建設省告示第1046号、昭和42年建設省告示第2979号、昭和44年建設省告示第1363号、昭和44年栃木県告示第722号、昭和45年栃木県告示第226号、昭和45年栃木県告示第748号、昭和47年栃木県告示第639号、昭和48年栃木県告示第532号、昭和49年栃木県告示第436号、昭和56年栃木県告示第395号、昭和57年栃木県告示第1228号、昭和57年栃木県告示第1203号、昭和59年栃木県告示第568号、昭和60年栃木県告示第677号、昭和62年栃木県告示第420号、昭和63年栃木県告示第748号、平成元年栃木県告示第805号、平成2年栃木県告示第638号、平成3年栃木県告示第208号、平成6年栃木県告示第808号、平成7年栃木県告示第202号、平成8年栃木県告示第206号、平成10年栃木県告示第127号、平成10年栃木県告示第502号、平成12年栃木県告示第121号、平成12年栃木県告示第681号、平成13年栃木県告示第489号、平成13年栃木県告示第122号、平成13年栃木県告示第679号、平成15年栃木県告示第424号、平成16年栃木県告示第88号、平成16年栃木県告示第219号、平成18年栃木県告示第292号、平成19年栃木県告示第305号、平成21年栃木県告示第169号、平成25年栃木県告示第156号、平成28年栃木県告示第640号、平成29年栃木県告示第159号、平成30年栃木県告示第168号及び令和元年栃木県告示第190号の事業地に中里町、上田原町、叶谷町を加える。

(都市整備課)

公 告

○公共測量の終了

令和2(2020)年10月27日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、真岡市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年4月9日

栃木県知事 福田 富一

1 作業種類

公共測量(写真地図)

2 作業地域

真岡市

3 作業期間

令和2(2020)年10月6日から令和3(2021)年3月19日まで

○公共測量の終了

令和2(2020)年12月8日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、芳賀町長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年4月9日

栃木県知事 福田 富一

1 作業種類

公共測量(水準、数値図化)

2 作業地域

芳賀町

3 作業期間

令和2(2020)年11月30日から令和3(2021)年3月12日まで

(監理課)

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3(2021)年4月9日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
塩谷郡高根沢町大字上高根沢字西根3744番	塩谷郡高根沢町大字上高根沢3747番地1	菅 谷 裕 美 菅 谷 俊 之
下野市柴字丸野267番10、267番11	東京都文京区白山三丁目1番2号	大豊製菓工業株式会社
下野市大光寺二丁目158番14	下野市石橋1563番地25プレジールファミリーユB棟101号室	松 元 有 希 松 元 裕
矢板市木幡字大橋台1312番1、1321番59	宇都宮市大通り4丁目3番18号	グランディハウス株式会社
【第3工区】 塩谷郡塩谷町大字上平字川地44番1、45番の一部、50番1の一部、50番3の一部	塩谷郡塩谷町大字玉生741番地	塩谷町
【第1工区】 さくら市下河戸字引田原1932番2、1932番3の一部、1932番4、1932番6、1934番1の一部、1934番2の一部、1934番3の一部、1935番2、1935番3	さくら市下河戸1934番地2	学校法人きつれ川幼稚園

(都市計画課)

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
令和3 (2021)年 号外第29号	5	上から 11	綴り字	綴り字